

申告・記帳・決算  
新規開業・法人設立  
労働保険・一人親方  
税金相談・法律相談  
《相談は大宮民商へ》

# 大宮民商 News



2021年  
(令和3年)

11月15日  
第1131号



大宮民主商工会 〒330-0856 さいたま市大宮区三橋 3-262  
TEL:048-623-6731 FAX:048-622-7162 営業時間:9～17時  
休み:土日祝 WEB <http://www.ohmiyaminsyo.jp/index.html>



twitter

## 2021 県政要求行動 社会保障懇談で埼玉県へ要望



11月4日、県政要求共同行動の一環である社会保障懇談が浦和区高砂の埼玉佛会館で行なわれ、大宮民商からは事務局長が出席しました。

全世帯が負担増となる社会保障改悪が進行する中で、「県政世論調査」からは県民の県政への期待の高さが伺えます。県政が県民の命と暮らしに寄り添い、改善に向かう施策を強化することを求め、県との懇談で以下の5項目を要望しました。

### 社会保障懇談：要望5項目

- ① コロナ感染防止と医療体制強化
  - ② 誰もが必要な介護サービスを受けられるための特養ホーム整備計画の強化
  - ③ 全ての障害者に十分な福祉を保障するための総合的支援強化
  - ④ 行き届いた保育と子育て支援の拡充・保育士の待遇改善
  - ⑤ 全ての県民に人間らしい暮らしを保障するための生活保護制度利用の推進
- 埼玉県からは後日、文書で回答をもらう予定です。



### 感染対策協力金を受給した飲食店は注意!

令和3年分の確定申告では課税所得が増大し、大きな税額が発生する可能性大です。所得税・事業税・住民税・国保税の総額で、収入の4割近くになる可能性があります。納税のためのお金をしっかり確保しておきましょう。

### インフルエンザの予防接種

他ワクチン接種から2週間以上空けて接種しましょう

新型コロナワクチンなどを接種している場合は、そこから2週間以上の期間を空けて接種しましょう(厚労省の指針)。



去年はコロナ対策もあり、インフルエンザはかなり抑えられました。今年も予防接種やマスク・手洗い徹底で感染を防ぎましょう。

### ちょっと待った! インボイス登録申請

今年10月1日から登録申請が開始されていますが、「登録＝消費税課税事業者になる」ということ(2年前の課税売上が1,000万円以下でも!)

**まずは民商に相談してください!**

インボイス反対署名 現在439筆 (11月10日)

### インボイス制度のここがやばい③

インボイス制度の正式名称は「適格請求書等保存方式」です。適格請求書を保存しておかないと、その取引に関する消費税仕入税額控除が出来なくなり、消費税の納付額が増えてしまいます。

なので消費税課税事業者は、適格請求書を発行してくれる業者とだけ取引をしたくなります。そして適格請求書を発行できるのは、消費税課税事業者だけ……。全ての業者を消費税課税事業者にさせようとする政策なのです。

**適格請求書を発行できる事業者＝消費税課税事業者**  
まずはこれをしっかり認識してください。

……じつは、適格請求書を発行しなくてもあまり影響のない事業者はいます。「お客は一般の個人客のみ」という事業者です。小売店や飲食店・理美容店などは、お客から適格請求書を求められることは少ないでしょう。ただし「仕事の取引先への贈り物にする」「会社の福利厚生で利用する」「芸能人なので美容院代は経費にする」などのお客からはやはり適格請求書を求められるでしょう。発行できない場合、これらのお客は今後そのお店を使わなくなることが予想されます。

……続く

☆班集金・個別集金ともに15日集金へのご協力をお願いします。☆相談・来所時は事前に電話予約してください。

〈世相〉インフルエンザの予防接種、埼玉県は昨年65歳以上は無料接種だったが、今年は従来通り有料(生活保護受給者等は無料)。

## 一律 10 万円給付 **さいたま市小規模企業者等給付金(第 3 弾)**

〔対象者〕 常時使用する従業員数が 20 人(卸・小売業又はサービス業は 5 人)以下の事業者で

法人:市内に本社または本店を有する小規模企業者 個人:市内で事業を行い、市内に住民登録のある個人事業主

※令和 3 年 8 月又は 9 月の月間売上が、令和 2 年 1 月～12 月のいずれかの月の月間売上より低いことが条件

※県の時短営業協力金もしくは国の月次支援金(8・9 月分)を受ける事業者は対象外

〔必要書類〕 ※登記簿謄本以外はコピーを添付すること

法人:  登記簿謄本か法人番号公表サイトの情報  振込先口座の通帳

直近の法人税確定申告書別表一と事業概況説明書(両面)

個人:  本人確認書類(免許証・保険証等)  振込先口座の通帳  令和 2 年分の確定申告書第一表

令和 2 年分の青色決算書もしくは収支内訳書 or 開業届 or 所在地記載の伝票 2 種類以上 or パンフレット or ホームページ等(市内に事業所があることがわかる書類)

※前回申請して簡易申請書が届いている事業所は、添付書類は「通帳のコピー」だけで OK です

〔申請期限〕 令和 3 年 12 月 10 日まで(申請書はさいたま市のホームページからダウンロードできます)

月次支援金を受給したら、こちらにも申請出来ます

### 埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金

#### 給付要件

1. 国の月次支援金の給付を受けていること。
2. 埼玉県に本店・住所を有する中小法人又は個人事業者等であること。
3. 埼玉県酒類販売事業者等協力支援金の受給者ではないこと(予定を含む)。

金額: 対象月の売上減少額から国の月次支援金を控除した額

給付上限額: 中小法人等 …… 50,000 円/月  
個人事業者 …… 25,000 円/月

申請期限: 4・5・6 月分…2021 年 11 月 15 日まで  
7・8・9 月分…2022 年 1 月 28 日まで

申請方法: 電子申請または郵送申請

[https://www.pref.saitama.lg.jp/](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/gaishutsu-shienkin.html)

a0801/gaishutsu-shienkin.html

QRコード



### 埼玉県感染防止対策協力金

第 14 期(9/1～9/30) 申請期限は 11 月 30 日まで

第 15 期(10/1～10/24) 申請期限は 12 月 24 日まで

必要書類(詳細は埼玉県 HP で確認してください)

- 申請書(県 HP からダウンロード)
- 本人確認書類のコピー(免許証など)
- 通帳のコピー(振込先口座の)
- 店舗の外観全体・店名が分かる写真
- 営業に必要な許認可証のコピー
- 営業時間短縮・酒類提供時間が分かる書類の写真
- 『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を店頭に掲示している写真
- 「埼玉県 LINE コロナお知らせシステム」の QR コードを店頭に掲示している写真
- 安心宣言飲食店+の認証シールを掲示している写真
- 売上証明(申告書・売上台帳等) ※最低額申請の場合は不要



## (経済産業省・中小企業庁) 月次支援金

中小法人 最大 20 万/月  
個人事業主 最大 10 万/月

給付対象: 緊急事態又はまん防の影響で月間売上が 19 年または 20 年の同月比 50% 以上減少していること。

※全ての業種が対象となるが、飲食店向けの協力金を申請した事業者は対象外。

給付額: 2019 年又は 2020 年の基準月の売上ー 2021 年の対象月の売上(上限有り)

申請方法/期間: 9 月分は 11/30 まで、10 月分は 22 年 1/7 まで

①月次支援金 WEB サイトで仮登録して申請 ID を発番する。②※登録確認機関による事前確認(事業の実態確認)を受ける。③月次支援金 WEB サイトで、もしくは予約してサポート会場で申請する。

埼玉県サポート会場: コモディイイダ川口東口店 2F 予約(相談)窓口 ☎ 0120-211-240

※顧問税理士・融資取引有る金融機関・商工会議所など。不明な方は民商へ相談してください。

登録確認機関の事前確認で必要なもの  本人確認書類(法人は履歴事項全部証明書)

2019 年分 & 2020 年分の確定申告書(法人は 2019 年 1 月から 3 月まで及び 2020 年 1 月から 3 月までその期間内に含む全ての事業年度分)

2019 年 1 月から 2021 年対象月までの各月の帳簿書類(売上台帳、請求書、領収書など)

2019 年 1 月以降の事業の取引を記録している通帳

宣誓・同意書(月次支援金 HP で入手)

ホームページ QR コード

